# **AMCoR**

Asahikawa Medical University Repository http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/

日本禁煙学会雑誌 (2014.03) 9巻1号:3~11.

大学生のアルバイト職場における受動喫煙についての調査

大見広規、小野舞菜、村中弘美、平野治子、宮﨑八千代、 播本雅津子、結城佳子、メドウズ・マーチン、寺山和幸、望 月吉勝

#### 《原 著》

### 大学生のアルバイト職場における 受動喫煙についての調査

大見広規<sup>1,2</sup>、小野舞菜<sup>2</sup>、村中弘美<sup>1</sup>、平野治子<sup>1</sup>、宮崎八千代<sup>1</sup>、播本雅津子<sup>2</sup> 結城佳子<sup>2</sup>、メドウズ・マーチン<sup>2</sup>、寺山和幸<sup>2</sup>、望月吉勝<sup>3</sup>

1. 名寄市立大学保健福祉センター、2. 名寄市立大学保健福祉学部、3. 旭川医科大学看護学科

【目 的】 学生のアルバイト情報受付時に、雇用主へ受動喫煙防止についての配慮を求めること。

【方法】 本学の学生全員を対象にして、無記名の質問紙法で、アルバイト経験、職場の喫煙規制と受動喫煙、健康増進法25条と喫煙規制についての認知等について質問した。

【結 果】 アルバイト就労先は喫煙規制が不十分であるため、半数以上の学生は何らかの受動喫煙を受けていた。そのうち約85%が不快感を感じているが、ほとんどは、何もせず我慢していた。健康増進法25条の受動喫煙防止規定と、アルバイト先がその対象施設であることについては、多くの学生が適切に認識していた。 【考察および結論】 学生が受動喫煙を我慢している背景には、経済状況などが関与している可能性がある。 学生の健康を守るためには、アルバイト先への働きかけなど、大学や社会、あるいは行政の積極的な関与が必要である。

キーワード:大学生、アルバイト職場、受動喫煙、健康増進法25条、喫煙規制

#### はじめに

受動喫煙が非喫煙者の健康におよぼす被害は、これまで考えられていた以上に深刻であることが、最近の研究によって明らかにされてきている「2」。本学は2006年度から、敷地を含め禁煙としており、学生のほとんどは、これまでの調査でも非喫煙者であることがわかっている。一方、学生の多くは、本学に入学し、学業以外の活動として、大学周辺のスーパーマーケットや飲食店でアルバイトをしている。学生の健康を守るためには、そのようなアルバイト職場での受動喫煙も防ぐ必要がある。しかし、これまで学生が、アルバイト職場で受けている受動喫煙の実態を調査したことがなかった。そこで、アルバイト職場での受動喫煙の状況を調査する。また、大学生のアルバイト職場での受動喫煙の実態を調査し

た研究は、国内、あるいは海外の文献等を検索して も極めて少ない<sup>4</sup>。

本調査は、得られた結果に基づきアルバイト情報 受付などの際に、雇用主へ配慮を求めるなどの対策 を講じることを目的に実施した。

#### 対象と方法

#### 1) 対象と調査年月

本学の学生全員695名 (男性:112名、女性:583 名)を対象とし、2012年10月に実施した。

#### 2) 調査内容

調査は無記名の質問紙法とした。性別、学年、喫煙状況、アルバイト経験の有無、従事した職種、最も長時間働いた職場の喫煙規制と受動喫煙、受動喫煙の不快さ、不快だと感じた場合の行動と職場の対応、健康増進法25条と喫煙規制についての認知等、加濃式社会的ニコチン依存度調査票(Kano test for social nicotine dependence: KTSND) 50、受動喫煙寛容度とした(表1、資料1)。回答は選択肢を示して、マークシートに回答を求め、回収箱に各自投函させた。

#### 連絡先

₸ 096-8641

名寄市西4条北8丁目

名寄市立大学 保健福祉センター 大見広規 TEL: 01654-2-4194 FAX: 01654-3-3354

e-mail: hiohmi@nayoro.ac.jp

受付日 2013 年 10 月 16 日 採用日 2013 年 12 月 26 日

#### 3) 結果の分析方法

マークシートは回収後、マークシートリーダーで読み取り、Microsoft Excel 2000、あるいは Dr. SPSS 2 for Windows 11.01Jのファイルとし、統計学的な分析を行なった。回答の選択肢の度数分布をみたほか、回答間相互の比率の差の検定には、 $\chi^2$ 検定あるいは、Fisherの正確確率検定(分割集計表でセルの期待値が5未満のとき)を用いた。また、KTSNDと受動喫煙寛容度の性別、学年別の差の検定にはMann-Whitney U検定、あるいは Kruskal-Wallis 検定と Steel-Dwass 検定を用いた。検定の有意水準は

0.05 とした。

#### 4) 倫理的配慮

質問紙に調査の趣旨と倫理的配慮(回答者の署名を求めない・プライバシーの厳守)を説明し、同意をした者のみから回答を得た。なお、本調査の実施については、本学倫理委員会の了承を得ている。

#### 結 果

#### 1) 回収率と喫煙率

表2に示すように241名(男性:30名26.8%、

表1 受動喫煙寛容度

 質問	回答(点数)					
他人の吸ったタバコの煙は不快である	そう思う(0) ややそう思う(1)					
	あまりそう思わない (2) そう思わない (3)					
他人の吸ったタバコの煙も良い香りがするときがある	そう思う(3) ややそう思う(2)					
一一一	あまりそう思わない (1) そう思わない (0)					
他人の吸ったタバコの煙は健康に非常に良くない	そう思う(0) ややそう思う(1)					
他人の吸引に入れるの程は健康に非常に及べない。 	あまりそう思わない (2) そう思わない (3)					
タバコを吸う人は周囲の人に受動喫煙をさせないよう	そう思う(0) ややそう思う(1)					
気をつけるべきだ	あまりそう思わない (2) そう思わない (3)					
受動喫煙に神経質になりすぎると、喫煙者との人間関	そう思う(3) ややそう思う(2)					
係を壊すので、多少は我慢が必要である	あまりそう思わない (1) そう思わない (0)					
飲食店などで、厳しく受動喫煙対策をすれば、売り上	そう思う(3) ややそう思う(2)					
げに影響するので、ほどほどでよい	あまりそう思わない (1) そう思わない (0)					

質問紙では受動喫煙に対する態度についての質問を用意し、点数化して「受動喫煙寛容度」とした。

#### 資料1 質問紙

	あなたの性別は	1 男性	2	女性		
2	あなたの学年は	1 1年生		2 年生		
		3 3 年生	4	4 年生		
7)	レパイト経験についての					
3	本学に入学してからア ルバイトをしましたか 一つ選んでください	3 授業期間 4 授業期間 5 長期休暇	段中の 間中に 関中に	かした に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	した(→ した(→  中に臨時	
<b>*</b>	上 ドに入学してから従事し					
-	家庭教師、塾講師				- Дис ч	
5	飲食店店員 (ファミリーレストラン				事提供)	
	飲食店店員 (居酒屋等:					
	飲食店店員 (スナック等 新聞、チラシ配布	<b>F:</b> アルコール	レと接	各を提供	)	4 =+ 1/ -+ 7
	新闻、ナフン配布 スーパー、大型店のレシ	: rt =				1 該当する 2 該当しない
	スーパー、人型店のレン コンビニ店員	/、店貝				2 談目しない
	コンヒー店貝 ホテル従業員					
	ハナル従来貝 パチンコ、カラオケ等劇	2.多体砂作品				
	農産品収穫、選別業務	未完成百具				
	長座印収役、送別未彷 その他					
₹:	ドに入学してから従事し 長時間働いた職場につ その職場の喫煙規制は	いて回答して		きい 禁煙	(喫煙場	所が決まっている)
	学に入学してから従事し 長時間働いた職場につ	いて回答して (休憩場所な	くだ: 1 2 3 4	禁煙 禁煙 空間分煙 時間分煙 喫煙規制	(喫煙で はない	きる時間が決まっている
<b>表</b> :	学に入学してから従事し 5.長時間働いた職場につ その職場の喫煙規制は	いて回答して (休憩場所な ださい は:他の従業 D煙を吸うこ	くだ: 1 2 3 4 1 2 3	禁空時喫受たか常 禁空時喫受まな時 受動まな時 関関関連の 関連の 関連の 関連の 関連の 関連の 関連の 関連の 関連の 関	(喫煙ではない(動)型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	きる時間が決まっている →21) ある (→17) がある (→17) る (→17)
15	ドに入学してから従事した。 長時間働いた職場につ その職場の喫煙規制は ども含む)一つ選んでく その職場での受動喫煙 員や客の吸ったタバコ	いて回答して (休憩場所なださい は:他の従業 ) ださい	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	禁空時喫受たか常非か多煙煙制煙のサラスを	(はは動受喫快いい煙が → 18 (はな関動性 ( → 18 ( → 18	きる時間が決まっている $\rightarrow$ 21) ある ( $\rightarrow$ 17) がある ( $\rightarrow$ 17) $\rightarrow$ 19)
15 16 17	に入学してから従事した最時間働いた職場につ その職場の喫煙規制はども含む)一つ選んでく その職場での受動喫煙 員であるか一つ選んでく その職場での受動喫煙 したがあるか一つ選んでく その職場での受動喫煙 をかつつ選んでください 不快と感じた場合にどう	いて回答して (休憩場所な ださい は:他の従業 かださい は:他でした は、大きい は 、大きい は 、大きい は 、大きの は 、たらい は 、もらい は 、もらい	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 3 4 3 4 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3	大学 禁空時喫 受たか常非か多不 実何特別 控間間煙動まな時常な少快際もにのでに言行性 関係 大変	(はは動受喫快快(な善ずはは 関なな喫動煙 ((→いをアせで)が煙火が → 18 ・で)が煙あ18 ・で)が煙あ18 ・で)が増あれる。 ・で)が増加いた。	きる時間が決まっている $\rightarrow$ 21) ある ( $\rightarrow$ 17) がある ( $\rightarrow$ 17) がある ( $\rightarrow$ 17) $\rightarrow$ 1) $\rightarrow$ 1) た ( $\rightarrow$ 19) イトをやめた ( $\rightarrow$ 21) がまんした ( $\rightarrow$ 21)
15 16 17	に入学してから従事し 5.長時間働いた職場につ その職場の喫煙規制は ども含む)一つ選んでく その職場での受動喫煙 員や客の吸ったタバコ とがあるか一つ選んでく その職場での受動喫煙 かつつ選んでください 不快と感じた場合にどき	いて回答して (休憩場所な ださい は:他のの従業 のださい は不快でした しましたか うなりました	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 1 2 3 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 1 1 1 1	を 禁空時喫 受たか常非か多不 実何特 具	(は動受喫快快(な善ずで) (はな喫動煙(→いをアン・18) (で) (が煙あ) (で) (が煙あ) (で) (がたがで) (で) (がたがで) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (	→21) ある (→17) ある (→17) がある (→17) (→17) (→17) (→17) (→17) (→19) た (→19) イトをやめた (→21) がまんした (→21)

	健康増進法 25 条には「学校劇場、観覧場、集会場、展売	場、百貨店、事	\$	+412+7		4
21	務所、官公庁施設、飲食店そ			法律がある	ع ت د	:も内谷も
	が利用する施設を管理する用する者について、受動喫煙	百は、これりを下		知っていた	- ı	:は知らなかったが
	用 9 る 1 に つい C、	E (至内又はこれ のたげこの煙ま	2			:は知らなかつにか があることは知っていた
	吸わされることをいう。)を					:も、受動喫煙の規制が
	必要な措置を講ずるように			あることも		
	らない」と規定されています					0.11
	ていましたか					
	多くの学生がアルバイトで	動く場所は、こ <i>0</i>	1	該当する		
22	法律で「多数の者が利用する	6施設」に該当す		わからなし		
	ると思いますか			該当しない		
				内に吸うこと		
23	タバコを吸いますか					「あるが現在は吸わない
		3 現在、習	慣的I	こ吸っている	)	
喫炸	<b>堕に関する考えについての質</b>	間です				
	タバコを吸うこと自体が病気	気である				
	喫煙には文化がある					
26	タバコは嗜好品(しこうひん	6:味や刺激を	髤しも	(品) である		そう思う ややそう思う
27	喫煙する生活様式も尊重され	れてよい			1	
28	喫煙によって人生が豊かにな	なる人もいる			2	
29	タバコには効用(からだや料	精神に良い作用	がす	ある		あまりそう思わない
30	タバコにはストレスを解消す	する作用がある			4	そう思わない
31	タバコは喫煙者の頭の働きる	を高める				
32	医者はタバコの害を騒ぎする	ぎる				
33	灰皿が置かれている場所は、	喫煙できる場	所でも	<b>5</b> る		
₩1	<b>助喫煙に関する考えについて</b>	の質問です				
	他人のすったタバコの煙は					
	他人のすったタバコの煙も		レキナ	パカス		
	他人のすったタバコの煙は					
50	タバコを吸う人は周囲の人	に 平断 関価 たっ	+++	ハトう与た		そう思う
37	つけるべきだ	に文助失性とこ		ייא לאניב		ややそう思う
	受動喫煙に神経質になりす		あまりそう思わない			
38	すので、多少は我慢が必要	である	_ 0) )	同因因形で数	4	そう思わない
	飲食店などで、厳しく受動呼		ď ≓	り上げに影		
	響するので、ほどほどでより		J. 71	, ,, , ,,		

女性:211名36.2%)から回答を得た(回収率:34.7%)。回答者のうち喫煙していたのは男性2名(6.7%)、女性3名(1.4%)であった。

#### 2) アルバイト経験

男性の76.7%、女性の83.1%にアルバイト経験があった。男性の50.0%、女性の50.7%は、長期休

暇中と授業期間中に経常的に従事していた。学年別に見ると長期休暇中と授業期間中に経常的に従事している割合は、1年生38.8%、2年生52.2%、3年生48.0%、4年生66.0%であった。複数の職種に従事した経験がある学生が多いので重複はあるが、従事経験がある職種を多い順にあげると、飲食店店員:ファミリーレストラン・ファストフード〔主に食事提

表2 対象者と回答者

		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	計
	対象者数	26	22	34	28	112
田州	回答者数	5	6	10	9	30
男性	回収率	19.2 %	27.3 %	29.4 %	32.1 %	26.8 %
	回答者中の喫煙者数	0	1	0	1	2
	対象者数	168	181	118	120	583
<del></del>	回答者数	64	62	41	44	211
女性	回収率	38.1 %	34.3 %	34.7 %	36.7 %	36.2 %
	回答者中の喫煙者数	0	0	1	2	3

対象とした695名のうち241名から回答を得た。回答者のうち喫煙していたのは男性2名、女性3名であった。

表3 最も長時間働いた職種と職場の喫煙規制

			も長時間働い			合計
経験した職種		禁煙		時間分煙	喫煙規制なし	
	n	7	4	0	2	13
家庭教師	%	53.8	30.8	0.0	15.4	100.0
	調整済残差	2.6	-0.5	-0.3	-1.7	
	n	24	39	2	19	84
ファミレス	%	28.6	46.4	2.4	22.6	100.0
	調整済残差	1.3	1.8	2.4	-3.4	
	n	9	19	0	38	66
居酒屋	%	13.6	28.8	0.0	57.6	100.0
	調整済残差	-2.1	-1.7	-0.7	3.7	
	n	1	2	0	4	7
スナック	%	14.3	28.6	0.0	57.1	100.0
	調整済残差	-0.6	-0.5	-0.2	1.1	
	n	1	2	0	5	8
新聞	%	12.5	25.0	0.0	62.5	100.0
	調整済残差	-0.7	-0.8	-0.2	1.4	
	n	10	28	0	5	43
レジ	%	23.3	65.1	0.0	11.6	100.0
	調整済残差	0.0	3.9	-0.6	-3.8	
	n	5	5	0	9	19
コンビニ	%	26.3	26.3	0.0	47.4	100.0
	調整済残差	0.3	-1.1	-0.4	0.9	
	n	1	3	0	10	14
ホテル	%	7.1	21.4	0.0	71.4	100.0
	調整済残差	-1.5	-1.3	-0.3	2.6	
	n	1	1	0	3	5
カラオケ	%	20.0	20.0	0.0	60.0	100.0
	調整済残差	-0.2	-0.8	-0.2	1.0	
	n	7	11	0	17	35
農産品	%	20.0	31.4	0.0	48.6	100.0
	調整済残差	-0.5	-0.8	-0.5	1.4	
	n	11	11	0	13	35
その他	%	31.4	31.4	0.0	37.1	100.0
	調整済残差	1.2	-0.8	-0.5	-0.1	

P<0.001: Fisher の正確確率検定

最も長時間働いた職場の喫煙規制をみると、ファミレス等では喫煙規制なしは少ないものの、時間分煙が有意に多かった。居酒屋等、ホテルでは喫煙規制なしが有意に多く、レジ等では喫煙規制なしは少ないものの、空間分煙が有意に多かった。

供〕(ファミレス)84名、飲食店店員:居酒屋等〔食事とアルコールを提供〕(居酒屋)67名、スーパーマーケット、大型店のレジ、店員(レジ)43名、農産品収穫・選別業務(農産品)35名、コンビニエンスストア店員(コンビニ)19名、ホテル従業員(ホテル)14名、家庭教師・塾講師(家庭教師)13名、飲食店店員:スナック等[アルコールと接客を提供〕(スナック)7名、新聞・チラシ配布(新聞)8名、カラオケ・パチンコ等娯楽施設店員(カラオケ)6名であり、その他(その他)は35名であった。

#### 3) 最も長時間働いた職場の喫煙規制、受動喫煙

最も長時間働いた職場の喫煙規制をみると、ファミレス等では喫煙規制なしは少ないものの、時間分煙が有意に多かった(表3)。居酒屋等、ホテルでは喫煙規制なしが有意に多く、レジ等では喫煙規制なしは少ないものの、空間分煙が有意に多かった。

受動喫煙の状況について回答があった197名のうち20名(10.2%)は「常時ある」、41名(20.8%)は「かなりある」、52名(26.9%)は「たまにある」と回答しており、半数以上が何らかの受動喫煙に曝されていた。居酒屋等とホテルでは常時受動喫煙があるとの回答が有意に多く、レジ等では受動喫煙はないとの回答が有意に多かった(表4)。喫煙規制と受動喫煙の間には強い関連があった(図1)。

#### 4) 受動喫煙の不快感とそのときの対応

受動喫煙に曝されている学生のうち「非常に不快」が41名(33.6%)、「かなり不快」が25名(20.5%)、「多少不快」が37名(30.3%)、「不快ではない」が19名(15.6%)と多くの学生が何らかの不快感があると回答していた。不快感があったときどうしたかの質問には、「実際に改善を求めた」が2名(1.9%)、「何も言わずアルバイトをやめた」が4名(3.9%)、「特に

表4 職場の受動喫煙

	=					
		なし	受動! たまにある	かなりある	常時ある	合計
	n	7	4	2	0	13
家庭教師	%	53.8	30.8	15.4	0.0	100.0
	調整済残差	1.1	0.5	-0.6	-1.4	
	n	33	23	21	7	84
ファミレス	%	39.3	27.4	25.0	8.3	100.0
	調整済残差	-0.1	0.6	0.7	-1.5	
	n	14	18	19	15	66
居酒屋	%	21.2	27.3	28.8	22.7	100.0
	調整済残差	-3.4	0.5	1.4	2.6	
	n	1	3	2	1	7
スナック	%	14.3	42.9	28.6	14.3	100.0
	調整済残差	-1.4	1.1	0.4	0.1	
	n	2	2	2	2	8
新聞	%	25.0	25.0	25.0	25.0	100.0
	調整済残差	-0.9	0.0	0.2	1.0	
	n	29	9	3	1	42
レジ	%	69.0	21.4	7.1	2.4	100.0
	調整済残差	4.2	-0.5	-2.5	-2.2	
	n	5	8	5	1	19
コンビニ	%	26.3	42.1	26.3	5.3	100.0
	調整済残差	-1.2	1.8	0.4	-1.1	
	n	4	0	5	5	14
ホテル	%	28.6	0.0	35.7	35.7	100.0
	調整済残差	-0.9	23 21 27.4 25.0 0.6 0.7 18 19 27.3 28.8 0.5 1.4 3 2 42.9 28.6 1.1 0.4 2 2 25.0 25.0 0.0 0.2 9 3 21.4 7.1 -0.5 -2.5 8 5 42.1 26.3 1.8 0.4 0 5 0.0 35.7 -2.2 1.2 0 2 0.0 40.0 -1.3 1.0 8 8 8 23.5 23.5 -0.2 0.2 6 4	1.2	2.5	
	n	1	0	2	2	5
パチンコ	%	20.0	0.0	40.0	40.0	100.0
	調整済残差	-0.9	-1.3	1.0	1.8	
	n	14	8	8	4	34
農産	%	41.2	23.5	23.5	11.8	100.0
	調整済残差	0.2	-0.2	0.2	-0.3	
	n	19	6	4	5	34
その他	%	55.9	17.6	11.8	14.7	100.0
	調整済残差	2.1	-1.0	-1.6	0.3	

P<0.001: Fisher の正確確率検定

居酒屋等とホテルでは常時受動喫煙があるとの回答が有意に多く、レジ等では受動喫煙はないとの回答が有意に多かった。

行動はせず、がまんした」が97名 (94.2%) で、ほとんどの学生が実際の行動はしていなかった。改善を求めた2名の学生については、具体的な改善がなされなかったが、一方やめるように言われたり、いやがらせを受けることもなかったと回答していた。

#### 5) 健康増進法と25条受動喫煙防止規定の認知

健康増進法25条の受動喫煙防止規定を示し、法と内容(受動喫煙防止の規定)について知っていたか

を質問した。「法律があることも内容も知っていた」が49名(20.4%)、「法律があることは知らなかったが、受動喫煙の規制があることは知っていた」が92名(38.3%)、「法律があることも、受動喫煙の規制があることも知らなかった」が99名(41.3%)と回答していた。学年別にみると、1、2年生で法、内容とも知らなかったとの回答割合が有意に高く、4年生はいずれも知っていたとの回答が有意に多かった(表5)。多くの学生がアルバイトをする職場はこの法で喫煙

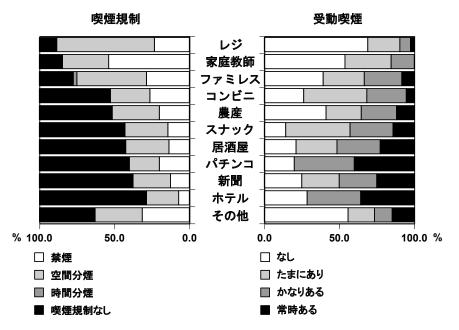


表 3 に示した喫煙規制と、表 4 に示した受動喫煙の程度をグラフにして比較すると、互いに強い関連があった。

図1 最も長時間働いたアルバイト職種と喫煙規制、受動喫煙

表5 学年と健康増進法、25条受動喫煙防止規定の認知

	-	健康増	進法の受動喫煙防止規	定の認知	
		法:知っていた	法:知らなかった	法:知らなかった	合計
		規制:知っていた	規制:知っていた	規制:知らなかった	
	n	8	25	35	68
1 年生	%	11.8	36.8	51.5	100.0
	調整済残差	-2.1	-0.3	2.0	
	n	8	23	37	68
2 年生	%	11.8	33.8	54.4	100.0
	調整済残差	-2.1	-0.9	2.6	
	n	13	22	16	51
3 年生	%	25.5	43.1	31.4	100.0
	調整済残差	1.0	0.8	-1.6	
	n	20	22	11	53
4 年生	%	37.7	41.5	20.8	100.0
	調整済残差	3.5	0.5	-3.4	

P<0.001: χ²検定

健康増進法と25条受動喫煙防止規定の認知を学年別にみると、1、2年生で法、内容とも知らなかったとの回答割合が有意に高く、4年生はいずれも知っていたとの回答が有意に多かった。

規制をするべき「多数の者が利用する施設」に該当するかどうかについても質問した。「該当する」が 178名 (74.2%)、「わからない」が 52名 (21.7%)、「該当しない」が 10名 (4.2%) 74.2% と回答していた。 学年別でみると 1年生は「わからない」との回答が有意に多かった (表6)。

#### 6) 加濃式社会的ニコチン依存度調査票 (KTSND) と 受動喫煙寛容度

性別、学年別にKTSND、受動喫煙寛容度をみると、男性のほうが、また、学年が進むほうが有意にKTSND、受動喫煙寛容度とも高かった(表7)。

#### 考察

本学の学生のうち、約80%と大多数の者がアルバイトに従事しており、また、約50%は年間を通じ経

常的に就労していた。2011年に本学学生を対象にし た調査では、学生の回収率63.1%で喫煙率は4.0% であり3)、2013年4月に実施した全学生を対象にし た健康診断時の問診票では、回答率99.1%で喫煙率 は2.4%であったように、本学の学生のほとんどは 非喫煙者である。しかし、アルバイト就労先は喫煙 規制がないところが最も多かった。そのため、半数 以上の学生は何らかの受動喫煙を受けていた。この 結果は江藤らの調査と同様の結果であった40。受動 喫煙を受けていた学生の約85%と多くが不快感を感 じているが、その約95%とほとんどの学生は、何も せず我慢しているという実態が明らかとなった。た だ2名のみが改善を求めているが、実際の改善には つながっていない。しかし、学生が就労するアルバ イト職場のほとんどは、飲食店、スーパーマーケッ ト、大型店、コンビニエンスストア、ホテル等であ

表6 学年と「多数の者が利用する施設」に該当するか

	_	アルバイト職場に	に該当する施設か		
		該当する	わからない	該当しない	合計
	n	47	21	0	68
1 年生	%	69.1	30.9	0.0	100.0
	調整済残差	-1.1	2.2	-2.0	
	n	51	15	2	68
2 年生	%	75.0	22.1	2.9	100.0
	調整済残差	0.2	0.1	-0.6	
	n	37	10	4	51
3 年生	%	72.5	19.6	7.8	100.0
	調整済残差	-0.3	-0.4	1.5	
	n	43	6	4	53
4 年生	%	81.1	11.3	7.5	100.0
	調整済残差	1.3	-2.1	1.4	

P=0.036: Fisher の正確確率検定

1年生は、アルバイトをする職場が法で喫煙規制をするべき施設に該当するかどうかについて「わからない」との回答が有意に多かった。

表7 性別、学年とKTSND、受動喫煙寛容度

		n	mean	median	min	max		Р
	男性	29	15.9	16	4	27		<0.001
	女性	207	12.4	12	1	26		<b>\0.001</b>
KTSND	1 年生	67	11.0	11	3	24	777	
KISND	2 年生	65	12.9	13	3	23	J <sub>*</sub>	0.001
	3 年生	51	13.6	13	3	26	<b>」</b> ∗	0.001
	4 年生	53	14.2	15	1	27		
	男性	30	6.3	6	1	13		0.002
	女性	210	4.5	4	1	13		0.002
受動喫煙寛容度	1 年生	68	3.9	4	1	10	77	
<b>文</b> 期	2 年生	68	4.9	5	1	10		0.004
	3 年生	51	5.4	5	1	13	<b>_</b> ∗	
	4 年生	53	5.1	5	1	10	→*	

P: 性別は Mann-Whitney U-test、学年別は Kruskal-Wallis test および Steel-Dwass test \*: P<0.05

男性のほうが、また、学年が進むほうが有意に KTSND、受動喫煙寛容度とも高かった。

り、健康増進法25条に規定されている「多数の者が利用する施設」に該当することは明らかである。したがって、雇用主は「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」との義務を負っているはずである。また、労働衛生の観点からみれば、2003年に厚生労働省から職場における喫煙対策のためのガイドラインが公表され、職場における受動喫煙防止に努めるべきとされている。

学生のアルバイト就労は大学がかかわらず、友人や知人を介する場合もある。例えば、アルコールと接客を提供するスナック等でのアルバイトは禁止しているので、大学の紹介を介したものではない。しかし、居酒屋を含む多くのアルバイト先は、雇用主から大学事務局に斡旋依頼があり、条件を記載した求人票を学生用掲示板に掲載している。学生は掲示を見て各自雇用先に連絡をとって、就労を決定している。しかし、学生自身がアルバイト職場の受動喫煙が不快にもかかわらず、改善を求められないこと、求めても改善がなされないことから、アルバイト職場からの申込を受け付ける大学が雇用主に対し、学生の健康を守る視点、および法的な根拠があることを示して、学生の受動喫煙を防止すべきことを申し入れする必要性があるものと思われる。

この法や内容について何らかの認識があった者は 60%以下と少なかったが、法の条文を示すと約75% はアルバイト職場は「多数の者が利用する施設」に該 当し、「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ず るように努めなければならない」職場に相当すると適 切な判断をしていた。本学の学科構成は全て保健福 祉系であるので、全ての学生が健康増進法や受動喫 煙による健康被害について講義等を受けている。そ のため、法や内容についての認識は学年とともに向 上しており、教育効果によるものであると考えられ る。学年が進むとともに、法や内容についての認識 が高まる一方、社会的タバコ依存度や受動喫煙寛容 度も高まっている。最近の研究によれば、受動喫煙 の健康被害がこれまで考えられていた以上に深刻で あることが明らかにされてきている<sup>1,2)</sup>。極めてわず かな受動喫煙さえ健康被害につながり、健康被害を 起こさないというレベルはないことが確認されてきて いる。このような研究成果についても、学年が進み、 知識や認識が高まることにあわせて教育していく必 要があるものと考えられた。飲食店に関しては、法 で定められた受動喫煙の防止に努めるべき施設であ

るので、保健所等の監督する行政機関や地域社会からの働きかけも必要である。

学生自身がアルバイト職場の受動喫煙が不快にも かかわらず、改善を求められず我慢して就労してい ることや、KTSNDや受動喫煙寛容度が学年ととも に高まることには、学生の経済状態も関与している 可能性がある。本学の学生の経済状態を含む実態 調査では

の過去の調査に比べ明らかに学生の経済 状態は厳しさを増しておりで、学費や生活費のため にアルバイト収入に依存する者の割合が増加してい た。大多数の学生のアルバイト先は飲食店であるが、 他の調査同様に居酒屋やスナックなどでは喫煙規制 がないところが多い8。個人経営の飲食店などでは、 雇用主の受動喫煙防止に対する意識が高くないこと によるものと思われる。一方、ファミリーレストラン など、チェーン店では、一定の規制がなされていた。 しかし、本学が存在する名寄市は人口3万人にも満 たない小都市であるので、学生が就労できる飲食店 で、喫煙規制がされている雇用先が潤沢にあるわけ ではない。そのような中で、学費や生活費を得るた めには、不快な受動喫煙を我慢したり、受動喫煙を 容認せざるを得ない心理的な圧力にさらされている 可能性も否定できない。本調査のKTSNDはほとん どが非喫煙者である集団としては、先行研究と比べ やや高い<sup>9,10)</sup>。さらに問題があるのは、学年が進むと KTSNDが高まり、本学で学ぶことが喫煙に寛容な 社会人を輩出することにつながると推察されること である。

本調査を実施して、アルバイト先の受動喫煙の一端を把握することができた。問題が大きいのは飲食店等であり、大学からの働きかけで多少なりとも改善されるなら、小都市ゆえ飲食店等の数も多くないことから、地域全体の「多数の者が利用する施設」の受動喫煙を軽減することにつながることも期待できる。

#### 研究の限界

本調査の受動喫煙のレベルは、あくまでも学生の自己申告によるもので、実際にどの程度の曝露があったかを尿中ニコチン代謝物等を測定し判断したものではない。尿中ニコチン代謝物はELISAのキット等を用いて測定されているが、本学ではそのような検査をする設備も費用も確保できなかった。試みに本調査の対象であった学生のうち、70名の協力を

得て、NicCheck™ I(セティ株式会社)を用いた半定量法により尿中ニコチンおよびコチニンを測定し、受動喫煙の程度の自己申告を反映するか確認したが、強い受動喫煙を受けていると回答した学生でも、非喫煙者では全く反応が出なかった。山下は同検査を用い、妊婦自身の喫煙の有無を、明確に判定しているが□、本調査のような受動喫煙については十分な感度ではなかったものと思われる。

また、回収率が34.7%と低いため、回答者の意識と未回答者の意識が大きく異なり、学生全体の意識を反映していないことが危惧される。たとえば、喫煙者は受動喫煙により寛容であると推測される<sup>9,10)</sup>。しかし、上述のように対象である本学の学生の喫煙率はきわめて低いことから、回答者と未回答者の喫煙率にはほとんど差がないと判断できる。したがって、今回の調査結果は学生全体の意識を相当程度に反映しているものと推測できる。

#### 結 語

大学生のアルバイト職場での受動喫煙の実態を調査した。本学の学生のうち、70~80%以上の者がアルバイトに従事していた。アルバイト就労先の喫煙規制は不十分であった。そのため、半数以上の学生は何らかの受動喫煙を受けており、そのうち約85%が不快感を感じているが、ほとんどは、何もせず我慢していた。健康増進法25条の存在は認識していなくても、受動喫煙防止規定の存在と、アルバイト先がその対象施設であることについては、多くの学生が適切に認識していた。

#### 文 献

1) Pechacek TF, Babb S. Commentary: How acute and reversible are the cardiovascular risks of sec-

- ondhand smoke? BMJ 2004; 328: 980-983.
- 2) Law MR, Wald NJ: Environmental tobacco smoke and ischemic heart disease. Prog Cardiovasc Dis. 2003; 46: 31-38.
- 3) Ohmi H, Okizaki T, Meadows M, et al: An exploratory analysis of the impact of a university campus smoking ban on staff and student smoking habits in Japan. Tobacco Induced Diseases 2013, (http://www.tobaccoinduceddiseases.com/content/11/1/19).
- 4) 江藤敏治, 俵迫つや子, 上村記子, ほか: 大学生のアルバイト環境と受動 喫煙調査. CAMPUS HEALTH 2013; 50: 374-376.
- 5) 栗岡成人, 稲垣幸司, 吉井千春, ほか: 加濃式社会的ニコチン依存度調査票による女子学生のタバコに対する意識調査 (2006年度). 日本禁煙学会雑誌 2007; 2: 62-68.
- 6) 大見広規, 李相済, 鹿嶋桃子, ほか: 2012年度名 寄市立大学・名寄市立大学短期大学部学生生活実 態調査. 名寄市立大学道北地域研究所年報 2013; 31: 115-124.
- 7) 寺山和幸, 今野道裕, 長谷部幸子, ほか: 名寄市立 大学・名寄市立大学短期大学部学生生活実態調 査. 名寄市立大学道北地域研究所年報 2011; 29: 139-146.
- 8) 字佐美毅, 稲葉明穂, 吉田宏, ほか: 飲食店における受動喫煙防止対策と禁煙化による経営への影響についての考察. 日本公衛誌 2012; 59: 440-456.
- 9) 栗岡成人, 北田雅子, 吉井千春, ほか: 女子学生の タバコに対する意識と生活習慣は関係があるか? -加濃式社会的ニコチン依存度調査票による分析 -. 日本禁煙学会雑誌 2009; 4: 33-44.
- 10) 北田雅子, 天貝賢二, 大浦麻絵, ほか: 喫煙未経験者の'加濃式社会的ニコチン依存度(KTSND)'ならびに喫煙規制に対する意識が将来の喫煙行動に与える影響-大学生を対象とした追跡調査より-.日本禁煙学会雑誌 2011; 6: 98-107.
- 11) 山下健:自記式回答法と尿中コチニン測定を併用した妊婦の喫煙率調査.日本禁煙学会雑誌 2012;7:134-138.

## A survey on second-hand smoke exposure of university students in part-time job workplace

Hiroki Ohmi<sup>1, 2</sup>, Maina Ono<sup>2</sup>, Hiromi Muranaka<sup>1</sup>, Haruko Hirano<sup>1</sup>, Michiyo Miyazaki<sup>1</sup>, Kazuko Harimoto<sup>2</sup> Yoshiko Yuki<sup>2</sup>, Martin Meadows<sup>2</sup>, Kazuyuki Terayama<sup>2</sup>, Yoshikatsu Mochizuki<sup>3</sup>

#### Abstract

Objective: To call on employers for preventive measure against second-hand smoke, in acceptance of part-time jobs for students

Subjects and methods: We conducted an anonymous questionnaire survey on the exposure to second-hand smoke in the part-time workplace among all students of Nayoro City University in 2013.

Results: Insufficient smoking restrictions and a considerable exposure to second-hand smoke in the workplace were revealed. Almost all students have borne the discomfort of second-hand smoke exposure with little complaint. More than half of students, however, were aware of the smoking restrictions and duty to provide smoke-free facilities defined by Article 25 of the Health Promotion Law.

Discussion and Conclusion: Students' patience with exposure to second-hand smoke is likely affected by a variety of background factors including deteriorating economic conditions. To prevent risk to their health however, university and local community officials should approach employers and urge them to comply with the law.

#### Key words

university student, part-time workplace, second-hand smoke exposure, Article 25 of the Health Promotion Law, smoking restrictions

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Health and Welfare Center, Nayoro City University, Nayoro, Japan

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Faculty of Health and Welfare Science, Nayoro City University, Nayoro, Japan

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> School of Nursing Science, Asahikawa Medical University, Asahikawa, Japan